

## 長野工業高等専門学校不動産貸付規則

### (趣旨)

第1条 長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）に属する不動産（以下「本校の施設」という。）をその用途又は目的を妨げない限度において、これを本校以外の者に貸し付ける場合の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産管理規則（以下「機構規則」という。）又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほかこの規則の定めるところによるものとする。

### (貸付の許可基準)

第2条 前条により貸付許可できる場合の基準は、おおむね次のとおりとする。

- 一 職員、学生等のための食堂、売店その他厚生施設を貸付する場合
- 二 運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他公共事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合
- 三 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として極めて短期間その用に供する場合
- 四 公共団体における公共用、公用又は公益事業の用に供する場合
- 五 本校の事業を妨げない限度において、30日以内に限り、不動産を貸し付ける場合
- 六 前各号に掲げるもののほか、本校の事務、事業の遂行上真にやむを得ないと認められる場合

### (貸付手続)

第3条 機構規則第20条第4項による申請は、不動産借用申請書（別紙第1号様式）により貸付予定日の10日前までに申請させるものとする。

### (貸付許可)

第4条 前条の申請を許可する場合は、不動産貸付許可書（別紙第2号様式）を申請者に交付するものとする。

### (貸付の条件)

第5条 機構規則第20条第5項による貸付に当たって付する条件は、次の各号によるものとし、その内容を不動産貸付許可書に明記するものとする。

- 一 第三者への転貸の禁止
- 二 目的外使用の禁止
- 三 施設の保全義務
- 四 不動産変更の禁止
- 五 弁償の義務
- 六 原状回復義務
- 七 貸付許可の取消し
- 八 その他

### (貸付許可の取消し)

第6条 次の各号に該当するときは、貸付許可を取り消すことができる。

- 一 機構規則第20条第2項による貸付料を納入しないとき。
- 二 貸付に当たって付した条件を履行しないとき。

(実地調査等)

第7条 不動産管理役は施設の管理上必要があると認められるときは、貸付中の施設を随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その使用に関し指示することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成17年3月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 長野工業高等専門学校国有財産一時使用許可規程(平成11年1月5日施行)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年1月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。(第8条削除)